

大刀洗町告示第44号

令和元年第26回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年 8月19日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期 日 令和元年9月2日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

安丸眞一郎

森田 勝典

平田 利治

長野 正明

高橋 直也

花等 順子

黒木 徳勝

林 威範

松熊武比古

平田 康雄

平山 賢治

山内 剛

○応招しなかった議員

議事日程 (第1号)

令和元年9月2日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願等の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 承認第6号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算 (第4号) の専決処分の承認を
求めることについて

日程第5 議案第28号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に
ついて

日程第6 議案第29号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条
例の制定について

日程第7 議案第30号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第31号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第32号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第33号 町道の認定について

日程第11 議案第34号 町道の変更について

日程第12 議案第35号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算 (第5号) について

日程第13 議案第36号 令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) につい
て

日程第14 議案第37号 令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第1号)
について

日程第15 議案第38号 令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願等の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 承認第6号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を
求めることについて

日程第5 議案第28号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に
ついて

日程第6 議案第29号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条
例の制定について

日程第7 議案第30号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第31号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第32号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第33号 町道の認定について

日程第11 議案第34号 町道の変更について

日程第12 議案第35号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について

日程第13 議案第36号 令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につい
て

日程第14 議案第37号 令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
について

日程第15 議案第38号 令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

出席議員（12名）

1番	安丸眞一郎	2番	黒木 徳勝
3番	森田 勝典	4番	林 威範
5番	平田 利治	6番	松熊武比古
7番	長野 正明	8番	平田 康雄
9番	高橋 直也	10番	平山 賢治
11番	花等 順子	12番	山内 剛

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	中山 哲志
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	重松 俊一
税務課長	……………	山田 恭恵	健康福祉課長	……………	平田 栄一
地域振興課長	……………	村田 まみ	産業課長	……………	佐々木大輔
建設課長	……………	田中 豊和	子ども課長	……………	松元 治美
会計課長	……………	佐田 裕子	生涯学習課長	……………	矢野 智行
住民課長	……………	矢永 孝治	財政係長	……………	早川 正一
総務係長	……………	堀内 智史			

開会 開議午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。本日は、町民の皆様には傍聴においでいただき、誠にありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。ただいまから、令和元年第26回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山内 剛） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、1番、安丸眞一郎議員、2番、黒木徳勝議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（山内 剛） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。森田勝典委員長、登壇して報告をお願いします。森田委員長。

○議会運営委員長（森田 勝典） どうも、申し訳ありませんでした。

会期につきましては、令和元年9月2日、今日から9月9日月曜、8日間と決定いたしました。会期の日程でございますが、9月2日、今日、本会議、議案審議でございます。

3日、委員会、全員協議会（自由討議）、それから総務文教厚生委員会。

4日、休会といたします。

5日、本会議、一般質問。

6日、休会。

7日、休会。

8日、休会としております。

9日、本会議、議案審議を執り行います。

以上でございます。どうも申し訳ありませんでした。

○議長（山内 剛） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から9月9日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から9月9日までの8日間に決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（山内 剛） 日程第3、諸報告を行います。

請願の付託報告を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願付託表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。また、陳情の提出が1件ありましたが、配付のみ取り扱いとすることにいたしました。御了承ください。

令和元年第26回大刀洗町議会定例会

請願等付託表

令和元年9月3日

請願番号	件名	付託委員会名
請願第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について	総務文教厚生委員会

○議長（山内 剛） 次に、監査委員より、令和元年5月末日分、6月末日分、7月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、安丸眞一郎委員長、登壇して報告をお願いします。安丸委員長。

○総務文教厚生委員長（安丸眞一郎） おはようございます。総務文教厚生委員長の安丸眞一郎です。閉会中の委員会活動報告を行います。

委員会は、7月1日月曜日、全員協議会後に協議会室において開催しました。出席委員6名と山内議長の出席を得ました。

主な審議内容は、5月に実施しました第9会議会報告会で出された意見の中で、総務文教厚生委員会が所管する事務に関連する意見などに対する委員会としての回答をまとめたところです。

次に、今年度下半期の調査研究事項として、コミュニティバスの運行などに関して、現状と課題について、南部コミュニティセンターとの意見交換会を計画しておりましたが、日程調整がつ

かずに未実施となったので、この件については改選後の新たな委員会へ引き継ぐことと決したところであります。

以上、簡単ですが、委員長報告を終わります。

○議長（山内 剛） 次に、建設経済委員会、黒木徳勝委員長、登壇して報告をお願いします。
黒木委員長。

○建設経済委員長（黒木 徳勝） それでは、建設経済委員長の黒木徳勝です。それでは、休会中の委員会報告を行います。

令和元年6月21日13時30分から、建設経済委員会を行いまして、まず、出席者は委員全員と山内議長の出席を得たところです。

議題につきましては、議会報告会の意見に対する回答についてでした。議会報告会は、今年で9年目を迎えて、5月15日から5月23日、4日間です。各、いろいろなふれあいセンターで行ったところです。そして、皆さんの声を聞かせてもらいたいというようなことで、各班から出た161項目の声を整理いたしまして、消防団、防災、いろいろな各分野に分けて、大体19の分野に分けて、この要望を一応まとめたところです。

そして、161件の中で建設経済委員会の関係が70件の意見が提言されたわけでしたが、この70件の中にやはり同じような意見がありましたので、最終的には52件ということにまとめました。

その回答をその日に全員で協議をし、まとめたところです。第1回目はそれを持ち帰りまして、再度検討するというようなことで、第1回目は終わりました。

第2回目につきましては、7月1日の10時45分より、一応報告会のまた持ち帰ったものを委員会で再検討いたしました。その日も、委員全員と山内議長に出席を求めまして、そして、再度検討をしたところです。

そういうことで、2回目の会議を終了して、以上を行いました。それで、2回したということになります。それを持ちまして、休会中の委員会報告といたします。

その他の件については、今度は新しい議員になった方々と一緒に、小石原川等の問題等についても今後検討するというようなことが出たところになります。

以上、報告を終わります。

○議長（山内 剛） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告をお願いします。
平山委員長。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。議会広報委員会委員長の平山でございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査、1、大刀洗議会だよりの編集及び発行について。第163号は、6月

定例会の前後に6回の会議を開き、作業日も挟みながら、編集、構成を行いました。7月26日に発行しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。フェイスブックページは、閉会中11件の記事を更新しております。内容は、本会議、委員会の案内と結果、視察に関する事、委員会活動に関する事、その他であります。

3、その他議会の広報に関する活動。9月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしたところであります。

4、視察受け入れについて。7月以降、3町から視察にお越しいただき、活発に意見交換を行いました。この間、多くの皆様の御理解、御協力により、議会だより発行を初めとする広報委員会の活動が行えましたことを心より感謝申し上げます。

以上、議会広報委員会の委員長報告を終わります。

○議長（山内 剛） これで、議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 皆様、おはようございます。議会定例会の開会に当りまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和元年第26回大刀洗町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

まず、7月21日及び8月28日の豪雨災害におきましては、本町では人的被害はありませんでしたが、大刀洗川の破堤や陣屋川からの越水等により、農地や町道、住宅等に大きな被害が生じております。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

7月21日は、参議院議員通常選挙の投票日でしたが、未明からの豪雨により、町内の至るところが冠水し、通行止めが多発したことから、町内全域に警戒レベル3の避難準備、高齢者等避難開始を発令するとともに、小石原川の水位が氾濫危険水位を超えたことから、小石原川左岸の行政区に警戒レベル4の避難勧告を発令し、35世帯85名の皆様が中央公民館に避難されたところです。

特に高樋地区では、昨年につき大刀洗川左岸堤防の破堤により、農地への土砂の流入があったほか、本郷地区を中心に陣屋川等の越水による住宅の床上浸水8件、床下浸水29件の被害が確認されております。

また、先月28日の豪雨災害では、7月の豪雨災害で破堤した大刀洗川左岸の仮設堤防の一部が流出し、農地への土砂等の流入があったほか、町内数カ所で冠水に伴う通行止めが生じています。当日は、前日からの豪雨により、佐田川の水位が避難判断水位に近づいたことから、床島地区に避難勧告を発令するとともに、筑後川の水位上昇に伴い、小石原川左岸の行政区に避難準備、

高齢者等避難開始を発令し、18世帯32名の皆様が中央公民館に避難されたところです。

現在、農地や農業用施設等の被害については、農業災害復旧に向けて県の農林事務所と、町道の被害については公共施設災害復旧に向けて県土整備事務所と協議をしているところです。これからも、秋雨や台風シーズンが続きますので、これまでの災害の教訓を踏まえ、災害対応に当たってまいります。

次に、平成30年度一般会計決算については、歳入が77億4,306万円、歳出が70億5,354万円となり、実質収支額は4億2,716万円の黒字、実質単年度収支は1億4,219万円の赤字となっています。詳細については、12月議会において報告させていただきます。

また、本年度の普通交付税が決定されましたが、臨時財政対策債を加えた実質的な交付決定額は18億4,100万円と、昨年に比べ約1,700万円の減額となっています。今後とも、社会保障経費の増額等に伴い、財政状況は厳しさを増すと予想されることから、効果的な財政運営に努めてまいります。

今年度も5カ月を経過したところですが、今年策定した第5次大刀洗町総合計画に基づき、大堰地区の定住促進住宅の建設を始め、小中学校の空調整備や大刀洗中学校南校舎及び大刀洗小学校北校舎の大規模改修工事など、順調に進捗しています。

さて、今議会には一般会計補正予算の専決処分の承認1件、条例の制定や改正5件、町道の認定や変更2件、一般会計及び特別会計の補正予算4件を提案しています。いずれも重要な案件を提案していますので、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認いただきますようお願い申し上げます。

さて、本定例会は、現議員による最後の定例会でございます。これまでの4年間の議員各位の御理解と御協力により、子育て支援と教育環境の充実や町民の皆様の健康づくり、地域づくりを始め、各種事務事業を推進することができました。改めて厚くお礼申し上げます。

また、大刀洗町議会では、平成29年度に全国町村議会議長会の特別表彰を受賞されるとともに、議会広報コンクールにおいて、27年度から4年連続で入賞されるなど、これまでの議会改革と議会広報の取り組みに対し、改めて敬意を表します。

今限りで勇退されます議員の皆様にあつては、お体を御自愛いただき、今後とも本町のまちづくりに御助言と御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、今月17日に告示される町議会議員選挙において立候補される皆様におかれましては、来月この議場で再会できますよう祈念申し上げ、開会に当たっての御挨拶といたします。

○議長（山内 剛） 町長の挨拶が終わりました。

これで諸報告を終わります。

. . .

日程第4. 承認第6号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（山内 剛） 日程第4、承認第6号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課、重松でございます。それでは、承認第6号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

まず、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由としましては、7月21日の豪雨により被害を受けた道路及び農地等において、災害調査及び詳細設計を行うため、令和元年度大刀洗町一般会計において補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを認め、専決処分をしたものでございます。

では、お手元議案書、2枚めくっていただいて、3枚目をご覧いただきたいと思っております。

専決第7号です。第1条の中で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,167万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億8,592万2,000円とする。専決処分日が、令和元年8月6日に専決処分をしております。

では、お手元議案書の内容を御説明いたします。一番最後、6ページをご覧ください。一番最後の6ページです。

歳出について御説明いたします。

4款2項2目塵芥処理費、補正額67万2,000円、内容につきましては、災害ごみが発生しましたので、災害ごみの処分委託料として67万2,000円を計上しております。

次に、10款1項1目農業災害復旧費、補正額1,300万。内容につきましては、農林災害復旧委託料ということで、主に測量費として1,300万を計上しております。

次に、2目公共土木施設災害復旧費800万を計上しております。内容につきましては、町道の西部9号線ほかの計3本の町道ですけれども、測量設計業務等の委託を計上しております。800万計上しております。

次に、5ページ、上の段の5ページをご覧いただきたいと思っております。

歳入につきましては、18款1項1目基金繰入金として補正額2,100万円を計上しております。内容は、災害対策基金繰入金でございます。

次に、19款1項1目繰越金、補正額67万2,000円、前年度繰越金を計上しております。

以上で、専決処分の承認について説明を終わります。御審議いただき、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 2番の黒木です。今、説明がありましたけれども、6ページの農林災害復旧費の委託料、同じ委託料ですけれども、1,300万の委託料の箇所、高樋と何か大堰というようなことを、ちょっとこの前説明がありました、それと西部9号線というのはどこか、ちょっと具体的にわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、黒木議員の御質問にお答えいたします。

まず、農林災害復旧委託料のほうでございますけれども、高樋地区が2カ所、山隈地区が1カ所と本郷地区が1カ所になります。

それと公共土木施設災害復旧費のほうでございますけれども、西部9号線は、久留米運送南側の大刀洗川が破堤した横に西部9号線という町道が通っておりますので、その町道の復旧でございます。

それと高樋御陵井手線と中島高樋線、合計3本の業務委託でございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。同じく6ページの塵芥、処理費で、災害ごみの委託料が計上されておりますけれども、災害ごみは一般の町内のごみというか、リサイクルも含めてサンポートで処理してありますが、この委託料は、委託先はどこに、災害の場合はどこになるんですか。

○議長（山内 剛） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 長野議員の質問にお答えいたします。

一般廃棄物の許可は、三輪産業しか持っておりませんので、三輪産業さんのほうに委託しております。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） じゃあ、最終的にどこで処理されるかということは、把握されてないわけですか。

○議長（山内 剛） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 最終的に全てサンポートのほうに持ち込むことにしております。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 基本的には、各構成市町村の搬入量によって負担金は計算をされておるとは思いますけども、災害のときは別枠で処理費用は掛かるということですか。

○議長（山内 剛） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 災害ごみも一般ごみも含めた合計のごみの量で、分担金のほうは決まっております。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 当初予算では足りなかったから、ここで補正で補ったという理解でよろしいですか。

○議長（山内 剛） 矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 長野議員の御質問にお答えします。

申し訳ありません、家庭一般ごみは家庭一般ごみで分担金としてサンポートに支払っております。災害ごみに関しては、また災害が出た市町村で、その量に応じて負担金を支払っておりますので、ここで新たに計上する必要がございます。申し訳ありませんでした。

○議長（山内 剛） 2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 今、建設課長にお願いしたいんですけども、この委託料の箇所、災害の箇所の図面の添付をお願いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） では、後ほど配付させていただきます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第5. 議案第28号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第5、議案第28号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第28号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由としましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を条例で定める必要があるというのが理由でございます。

では、内容について御説明いたします。

議案書の一番最後、9ページをご覧ください。9ページです。

まず、附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

内容につきましては、別表の等級別基準職務表に記載しておりますように、区分は大きく分けて3つ分けております、職員の区分として。まず、フルタイム会計年度任用職員と、次が専務的パートタイム会計年度任用職員、3番目が補助的パートタイム会計年度任用職員でございます。この3区分の職員の給与、手当及び費用弁償、手当等を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） この条例は、非正規職員に関する定義の決め方だと思うんですが、具体的に今、大刀洗町の非正規職員は嘱託職員、それから臨時職員といらっしゃいます。それを当てはめていくとどうなるのでしょうか。

○議長（山内 剛） 堀内総務係長。

○総務係長（堀内 智史） それでは、花等議員の御質問にお答えいたします。

9ページをご覧いただくとして、まず、フルタイムの会計年度任用職員に関しましては、今のところ想定はしておりません。必要に応じて、その職務の内容とかに応じて任用するというところで、受け皿としては作っております。

続きまして、専務的パートタイム会計年度任用職員につきましては、現行の大刀洗町でいうところの嘱託職員の方を想定しております。

次の補助的パートタイム会計年度任用職員につきましては、現行の臨時職員の方を想定しておるところです。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） そうしますと、今、大刀洗町の臨時職員さんはフルタイム勤務になっております。その勤務体制を変えられるということでしょうか。

○議長（山内 剛） 堀内総務係長。

○総務係長（堀内 智史） 御質問にお答えいたします。

現行の嘱託職員の方については、基本的に週35時間、臨時的職員の方につきましては、週38時間45分のフルタイムとなっておりますので、会計年度任用職員に移行することによって、

非常勤職員ということで、あくまで会計年度任用職員のパートタイムで合わせようと思っておりますので、週35時間以内のところ、現行の嘱託職員の方、臨時職員の方を会計年度任用職員に移行することによって、週35時間以内のところでの任用を考えているところです。

以上です。

○議長（山内 剛） 11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） その際、日給の減額を考えてありますでしょうか、現状でしょうか。

○議長（山内 剛） 堀内総務係長。

○総務係長（堀内 智史） 現行の嘱託職員、臨時職員の報酬等につきましては、現行の水準を維持するところで考えておるところです。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 関連しますけれども、例えばこれを取り入れた場合に、4月から町の人件費というか、嘱託職員は人件費じゃなくて物件費というふうになって上がっていると思いますけれども、その辺の転換については大体どんな感じになるのでしょうか。

○議長（山内 剛） 堀内総務係長。

○総務係長（堀内 智史） それでは、林議員の質問にお答えいたします。

現行の嘱託職員の報酬、臨時職員の報酬等を今度の4月以降、会計年度任用職員に移行することにより、同水準、月額を同水準と想定した場合に、会計年度任用職員に移行することにより、今後、賞与の支払いが、期末手当の支払いが出てくるようになります。現行の月額の報酬水準を維持する場合に、それとは別に賞与を支払うことになった場合、賞与の分で大体大刀洗町全ての会計年度任用職員に移行することで試算すると、概算ですけど2,000万円程度の賞与の分が増加すると想定しておるところです。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） それは、1年間に2,000万ということですか。

○議長（山内 剛） 堀内総務係長。

○総務係長（堀内 智史） お答えいたします。

6月と12月の期末手当含めたところでの2,000万円の試算をしているところです。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第6. 議案第29号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第6、議案第29号消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第29号について御説明いたします。

まず、説明する前に、本議案の差し替えについてお詫びを申し上げたいと思います。本日、議案書第29号を差し替えた理由につきましては、消費税の税率改正に伴い、町が管理している施設の利用料金を変更することについて、各課において提出していただいたんですけども、1つの施設が漏れていましたので、その分を追加したもので差し替えをさせていただきました。御迷惑をかけて申し訳ございません。今後とも、十分注意したいと思います。

それでは、議案第29号について御説明いたします。消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

提案理由としましては、消費税法及び地方税法の改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることから、町が設置する公の施設等の使用料等について、消費税等相当額を改正する必要がある、これが提案理由でございます。

では、内容について説明いたします。

議案書の11ページをご覧ください。11ページから説明いたします。まず、議案書11ページです。

まず最初はドリームセンター、これは、大刀洗町文化会館設置条例の新旧対照表でございます。ドリームセンターの使用料の変更を記載しております。

次に、12、13もドリームセンターです。

次、14ページをご覧ください。

14ページ、これは、大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の新旧対照表です。内容としましては、し尿収集手数料ということで、汲み取り等の金額の変更でございます。

15ページをご覧ください。

15ページ、大刀洗町社会福祉会館設置条例の新旧対照表です。ぬくもりの館の使用料の変更でございます。15ページ。

次に16ページをご覧ください。

16ページ、大刀洗町立公園の設置及び管理に関する条例の新旧対照表でございます。町立公

園、桜つつみ公園、大堰公園と大刀洗公園の3カ所の使用料でございます。

次、17ページをご覧ください。

17ページ、大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例の新旧対照表でございます。中央公民館の使用料の変更でございます。

次、18ページをご覧ください。18、19ページです。

これは、大刀洗町運動施設の設置及び管理に関する条例の新旧対照表でございます。中身としては、大刀洗町の運動公園、大刀洗勤労者体育センター、大刀洗武道場、この3カ所の施設の使用料の変更でございます。

20ページをご覧ください。20ページです。

大刀洗町立小中学校の施設の開放に関する条例の新旧対照表でございます。町内の4小学校、1中学校の体育館等の施設の利用料金の変更でございます。

最後に、21ページをご覧ください。

下高橋官衙遺跡公園の設置及び管理に関する条例の新旧対照表でございます。使用料の変更を記載しております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） 何か質問ございませんか。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 14ページで、し尿処理のところは料金改定がありますけれども、例えば住民がかかわるところで、下水道の使用料ですとか、ゴミ袋の料金ですとか、そういうところは変わらないというふうに認識しておいてよろしいでしょうか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 林議員の御質問にお答えいたします。

下水道の使用料金でございますけれども、下水道の使用料金は、外税というふうになっておりますので、条例上は世帯割と人頭割に消費税を掛ける、外税で掛けるということになっておりますので、今回、条例改正のほうはしておりません。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにありませんか。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 林議員の御質問にお答えいたします。

ゴミ袋の料金に関しましては、もともとがちよっと近隣より高目に設定してありますので、今回の消費税値上げについては見送らせていただいております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第7. 議案第30号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第7、議案第30号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 子ども課の松元です。よろしくお願ひいたします。議案第30号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

提案理由といたしまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省第61号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため、今回、議案を提出させていただきました。

2枚めくっていただきまして、2ページ。ちょっとページ数が見にくいんですが、2ページのほうをご覧ください。

先ほど提案理由で申しましたとおり、今回の条例改正は、国において定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴いまして変更した分で、今回変わった点についてのみ説明させていただきます。

まず、目次のところにあります該当事業所といたしましては、家庭的保育事業と小規模保育事業、居宅訪問型保育事業と事業所内保育事業という形になっております。

第7条の保育と保育所等との連携についての改正内容を説明させていただきます。

小規模保育事業所や事業所内保育事業所など、家庭的保育事業等を行う者は、満3歳以上の子供の卒園後も必要な教育または保育を継続して提供されるように、受け皿として保育園や幼稚園、認定こども園を連携施設として確保しなければならなくなっておりますが、今回の改正では、家庭的保育事業者等が卒園後の受け皿の提供を伴う連携施設の確保をすることが著しく困難であると町長が認めた場合には、関連施設の確保が不要となるということになっております。

ただし、この場合につきましても、定員が20名以上である企業主導型保育所または地方自治体が運営費の支援等を行っている認可外保育施設であって、町長が適当と認める施設のほうを卒園後の受け皿の提供として連携協力者を適切に確保しなければならないという形になっております。

次に、46条関係です。3ページの下のほうになります。

については、保育所型事業所内保育事業を行うものの連携施設に関する内容となっております。

満3歳以上の子供を受け入れる保育所型事業所内保育事業所については、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができるという形に改正されております。

附則の第3条については、連携施設に関する経過措置に関する内容となっております。家庭的保育事業者のうち、条例第46条第2項に追加した保育所型事業所内保育事業者を除いた者については、連携施設の確保について5年の猶予を10年という形で延長する内容となっております。こちらのほうの施設については、現在、町内のほうには該当する施設はありません。

1ページに戻っていただきまして、附則です。この条例は、公布の日から施行するという形にしております。

御審議いただきまして、最後には御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第8. 議案第31号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第8、議案第31号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 議案第31号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため提出をさせていただきました。

11ページをご覧ください。

11ページからが新旧対照表となっております。こちらのほうも、国に定めております特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所運営に関する基準が一部改正されたことに伴って町の条例のほうを改正させていただいたもので、今回、変わった点について説明させていただきます。

先ほどの議案第30号の家庭的保育事業等の整備及び運営に関する条例と重なる部分もございますが、前半の部分が、まず第1条関連の連携施設関係についての内容を説明させていただきます。

代替保育の提供元として、小規模保育事業所A型等の追加がされているところです。特別地域型保育事業所による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められるとき、

条例第42条の第2項の要件を満たすと認められる場合には、特定地域型保育事業者が保育を行う場合または事業所以外において代替保育を提供する場合にあつては、小規模保育事業A型・B型または事業所内保育事業所を行う者を特定地域型保育事業所を行う事業所、または事業所において代替保育を提供する場合にあつては、事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると大刀洗町が認める者をそれぞれ確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することとなっております。

卒園後の受け皿の提供に伴う連携施設の確保の緩和が、特定地域型保育事業者による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、利用定員が20名以上であつて企業主導型保育所または地方自治体が運営支援などを行っている認可外施設であつて町長が適当と認める者を卒園後の受け皿の提供する連携協力者として適切に確保することで、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が不要という形となっております。これは30号と、先ほど提案した議案第30号と同じような形となっております。

満3歳以上を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保の義務の免除が、第42条第7項、第8項に、資料は14ページあたりになります、済いません——に書かれています。満3歳以上の子供を受け入れている保育型事業所内の保育事業所について、町長が適当と認める者については、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が不要となるという形となっております。

こちらのほうも、経過措置が5年延びて、5年延長されているという形で、附則の第5条に書かれているという形となっております。

次が、資料でいうと15ページからという形になりますが、こちらのほうは、10月から始まります幼児教育・保育の無償化に関する改正の内容となっております。今回は、多くの条文の中で、支給認定の子供や支給認定保護者などの文言について、「支給認定」から「教育・保育給付認定」などに改められています。これについては、今まで教育・保育給付認定が主な認定区分だったものが、無償化に伴いまして3歳以上の保育認定や3歳未満の保育認定などに分ける必要があること、また、新たに「施設等の利用給付認定」という認定区分ができたことによる文言の修正という形となっております。

19ページ以降の、19ページの条例第13条第1項及び第2項においては、3歳以上の保育料を無償化する内容に改正されており、同じく13条第4項で、副食費について施設が保護者から支払いを受けることができる費用とする内容及び副食費の免除対象者の基準が新たに追加されたものです。

このほかにも、子ども・子育て支援法や関連法令の改正がされることによる所要の規定の文言などの修正が行われております。改正文の第3条から第5条においては、章、節、款の削除や変

更が伴っての修正内容となっております。

10ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条から第5条までの規定は、令和元年10月1日から施行するという形にしております。

御審議いただきまして、最後は御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 1日は質疑なしと認めます。

日程第9. 議案第32号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第9、議案第32号大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 住民課の矢永です。よろしくお願いいたします。議案第32号大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、令和元年11月5日に施行される住民基本台帳法令施行令等の一部を改正する政令に伴い、旧氏の印鑑を登録できるよう印鑑条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

2ページをお開きください。

新旧対照表に沿って説明させていただきます。左が新で、右が旧条例となっており、下線部が今回改正するということでございます。

右が旧の第2条第1項（1）の「本町の」を「本町が備える」に改めております。住基法の施行令に倣い、今回の改正に合わせ適当な表現に修正しております。

次に、第5条第1項（1）1行目の「氏名」の後に「、旧氏（住民基本台帳施行令（昭和42年政令第292号）以下令という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。」を追加し（1）の下から2行目の「又は氏名」の後と、第5条第1項（2）の「その他氏名」の後の2カ所に、「、旧氏」を追加しております。

また、引用する条例の改正により、第5条第1項（1）、左側5行目「住民基本台帳施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改めております。

この改正を行うことにより、旧氏による印鑑登録申請を受理できるようになるものです。

3ページをお開きください。

印鑑登録の抹消についての条文、第11条第1項(3)へ、「旧氏、」を追加しております。

1ページ目、お戻りください。

この条例は、令和元年11月5日から施行するものでございます。

以上で説明を終了させていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(山内 剛) これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、長野議員。

○議員(7番 長野 正明) 7番、長野です。どういう場合に旧氏の印鑑が必要なのか、必要だから改正がされたと思いますけども、目的がよくわかりませんので、その点を説明をお願いします。

○議長(山内 剛) 矢永住民課長。

○住民課長(矢永 孝治) 長野議員の御質問にお答えいたします。

女性活躍加速のための重点方針の閣議決定等に盛り込まれておまして、このことにより、女性が活躍できる社会となるように、旧氏のまま保険、携帯の契約や銀行口座が引き続き行えたり、就職、転職等の仕事の場面でも旧姓で本人確認ができるようになっており、女性の活躍が期待されております。

以上です。

○議長(山内 剛) 長野議員。

○議員(7番 長野 正明) 今の説明によりますと、現在の氏と旧氏と両方を使い分けることができるかと理解しましたが、例えば、何らかの事情で旧氏に戻って登録をされるということだろうと思っておりますけども、両方の氏を使うということはできないだろうと思っておりますけど、その点いかがですか。

○議長(山内 剛) 矢永住民課長。

○住民課長(矢永 孝治) 住基法の改正によりまして、住民票に現在の氏と旧氏が括弧書きで申請すれば載るようになります。印鑑証明に限りましては、旧氏で使われるならもう旧氏のみ登録となっております。

以上です。

○議長(山内 剛) ほかにございませんか。

[なし]

○議長(山内 剛) これで1日目の質疑を終わります。

日程第10. 議案第33号 町道の認定について

○議長(山内 剛) 日程第10、議案第33号町道の認定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長(田中 豊和) 建設課の田中でございます。よろしくお願いいたします。それでは、

議案第33号町道の認定について提案いたします。

議案第33号町道の認定につきまして、提案理由及び内容の御説明をいたします。今回提案する道路は3路線ございまして、本郷43号線、本郷44号線、甲条4号線の3路線でございます。いずれも大刀洗町開発行為等整備要綱に基づき、開発区域内道路の協議を行い、完了検査の結果、道路の基準に適しているため、町に帰属させ町道の認定を行うものでございます。

1 ページ目をご覧ください。

番号が357号で、路線名が本郷43号線でございます。起終点は、起点が本郷2825番7地先、終点が本郷2825番5地先でございます。道路の延長は46.5メートルで、幅員が6メートルから10.2メートルの路線でございます。

2 ページ目をご覧ください。

こちらは位置図になります。こちらの場所は、町道本郷駅前線沿いで、ふれあいセンターの東側に位置する宅地分譲地に開発された箇所になります。図面の緑色の部分が、町道路線の認定の提案をいたします本郷43号線になります。

3 ページ目をご覧ください。

緑色の部分が、本郷43号線でございます。道路の幅員が6メートルから10.2メートルで、路線の延長が46.5メートルの道路となります。

今回の開発区域内につきましては、平成31年4月25日に完了検査を実施いたしまして、道路が町道の基準に適合しておりました。

1 ページ目にお戻りください。

上から2番目でございます。番号が358号で、路線名が本郷44号線でございます。起終点は、起点が本郷908番の5地先で、終点が本郷908番8地先でございます。道路の延長が48.4メートルで、幅員が6メートルから10メートルの路線でございます。

4 ページ目をご覧ください。

こちらの場所は、町道本郷保育所線沿いで、本郷保育園の南側に位置する宅地分譲地に開発された箇所になります。図面の緑色の部分が町道の認定を提案する本郷44号線でございます。

5 ページ目をご覧ください。

緑色の部分が本郷44号線で、道路の幅員が6メートルから10メートルで、路線の延長が48.4メートルの道路となります。今回の開発、この開発区域は、令和元年7月12日に完了検査を実施いたしまして、道路が町道の基準に適合しておりました。

1 ページ目にお戻りください。

一番下になります。番号が359号で、路線名が甲条4号線でございます。起終点は、起点が甲条1111番17地先で、終点が甲条1111番12地先となります。路線の延長は77.7メー

トルで、幅員が6メートルから11メートルの路線でございます。

6ページをご覧ください。

こちらの場所は、県道塔瀬十文字小郡線沿いに開発された宅地分譲地内になります。図面の緑色の部分が、町道の認定を提案する甲条4号線になります。

7ページをご覧ください。

緑色の部分が甲条4号線で、道路の幅員が6メートルから11メートルの路線で、路線の延長が77.7メートルでございます。ここの開発区域につきましては、令和元年5月13日に完了検査を実施いたしております。その結果、道路が町道の基準に適合しておりました。

以上の経緯で、新規に357号、本郷43号線、358号、本郷44号線、359号、甲条4号線の3路線を町道として認定することを提案させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野です。最後の359号、甲条4号線の7ページの道路を表す標示が、11メートルの幅員になっているところは、なぜこういうふうに、この左側ですよ、のほうは将来まだ開発がされて、道路が延長される予定があるのか。何か幅員が11メートルになっている理由をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 長野議員の御質問にお答えいたします。

幅員が11メートルになっておりますのは、町道延長77.7メートルございまして、奥のほうに行って車が回転する場所がないということで、回転場として設けております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第11. 議案第34号 町道の変更について

○議長（山内 剛） 日程第11、議案第34号町道の変更についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、議案第34号町道の変更につきまして、提案理由及び内容の御説明をいたします。

今回、路線の変更を提案しますのは、町道上高橋団地2号線で、提案理由といたしましては、町営住宅上高橋団地の解体、用途廃止に伴い、その跡地を駐車場として整備するに当たり、町道

の起点を変更し、あわせて終点の地番が消滅していたため、現存する地番に終点を変更するものでございます。

1 ページをご覧ください。

番号が1505号で、路線名が上高橋団地2号線でございます。変更前の起終点は、起点が上高橋1654番地先で、終点が上高橋1653番地先でございます。道路の延長が72.6メートルの路線でございました。

今回、起点を上高橋1653番5地先に変更し、道路の延長を24.5メートルに短くするものでございます。あわせて終点の地番を上高橋1651番地先に変更するものでございます。幅員につきましては、2.3メートルから6.5メートルで変更はございません。

2 ページをご覧ください。

変更前の路線は、赤の線と緑の線の合わせたラインになります。変更後は、赤のラインの部分の延長を廃止いたしまして、緑のラインの部分のみとしまして、延長が24.5メートルの路線となります。

参考までに、3 ページに字図、4 ページに現在の道路台帳図を添付しております。

以上、1505号上高橋団地2号線の路線の変更を提案させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。5番、平田利治議員。

○議員（5番 平田 利治） おはようございます。あそこは町営住宅として駐車場ができるんですけども、この町道を残す必要があるのか。駐車場として活用するのであれば、この町道も含めて駐車場にできないのか、その点いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 平田議員の御質問にお答えいたします。

字図、3 ページをご覧ください。

町道の東側になりますけども、1654の1という土地がございます。ここは民地でございますけども、この民地の出入り口がなくなってしまうので、ここを町道として残しております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにありませんか。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 町道として残すのであれば、この際幅員を広げて、4.5か5メートルぐらいに広げて町道として整備すべきではありませんか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 長野議員の御質問にお答えいたします。

今のところ、駐車場用地として上高橋住宅団地跡地を整備するということで、道路の拡幅に

については今のところまだ考えておりませんので、この現況のと通りの幅員で町道として残していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 将来のことを考えれば、この際、町有地ですから、幅員を確保して、新たにちゃんとした町道として整備するべきだと考えます。その考えはできないですか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 今のところ、この町道を拡幅するというところの考えには至っておりません。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 廃止を含めたこの協議をされる中で、そういう話は出ませんでしたか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 拡幅について協議をしておりません。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 今後、協議をお願いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 花等議員。

○議員（11番 花等 順子） この場所は、駐車場として整備されるんですが、この道路は、道路としての現状を確保されるんでしょうか、それとも、駐車場の中に、駐車場としての中で、図面上の町道になるんでしょうか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 花等議員の御質問にお答えいたします。

あくまでも町道として認定しておりますので、道路法上の道路として取り扱われるということになります。

○議長（山内 剛） 花等議員。

○議員（11番 花等 順子） それだったら、駐車場の中に道路としての、何というんですか、それが、敷地が確保されるのか。そうであれば、行きどまりですから、4メートルというのが認定できるのかということにかかってくると思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） これは新規の認定ではございませんで、路線の起点のほうを変更する

ものでございます。花等議員言われますとおり、駐車場と整備いたしますので、見た目としては町道と駐車場が区別がつかないというような形になってくるかと思っておりますので、境界標とかは設置したいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第12. 議案第35号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（山内 剛） 日程第12、議案第35号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第35号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

まず、議案書1ページをめくってください。1枚めくってください。

内容について御説明いたします。議案第35号、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,889万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億7,481万6,000円とする。第2条においては、地方債の変更は「第2表 地方補正債」によるということで、内容について御説明いたします。

では、議案書の11ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。11ページです。

まず、給与、手当、共済等については、説明を省略させていただきまして、主な予算について説明をいたします。

まず、2款1項8目電算事務費、補正額401万2,000円、内容につきましては、11節需用費、庁舎無停電電源装置バッテリー費99万、委託料、会計年度任用職員制度採用システム改修業務委託料255万5,000円と、18備品購入費、シュレッダーが壊れたために、備品購入として34万7,000円を計上しております。

次に、12ページをご覧ください。

2款1項13目交通安全対策費、補正額72万9,000円、これは、10月1日より運転免許証自主返還支援事業として、支援品の購入のための予算計上をしております。

17目地方創成事業、補正額230万、主なものとしましては、19節負担金・補助金及び交付金として移住支援補助金、これは、東京からの移住者で、福岡県が認めた者につきましては補

助金が出るということで、200万円計上しております。

次、1枚めくっていただいて、2枚めくっていただいて、15ページをご覧ください。
15ページです。

3款1項12目後期高齢者医療保険費、補正額324万、これは、繰出金として後期高齢者医療保険特別会計事務費繰出金のほうに324万円を繰り出すようにしております。

16ページをご覧ください。

16ページ、3款2項1目児童福祉総務費、補正額1,908万7,000円、主なものとしましては、まず、18節備品購入費として、学童保育所にインターホンを購入するというので、5カ所に設置しますので、38万4,000円を計上しております。

それと19節負担金・補助金及び交付金としまして、内容の一番下、副食費補助金（一部補助分）として120万円を計上しております。これは、保育園の副食費、おかず代ですけども、これの半月分の補助をするということで、120万を計上しております。

次、17ページをご覧ください。17ページです。

4款1項7目母子保健衛生費……、じゃない、済いません、その上でした。2目の予防費です。補正額58万3,000円、これは、内容としましては、委託料として風疹結果登録システム改修委託料として58万3,000円を計上しております。

次、10目未熟児養育医療費、補正額100万、これは、扶助費としまして未熟児養育医療費100万円を計上しております。

次に、18ページをご覧ください。

4款2項2目塵芥処理費、補正額224万8,000円、主なものとしましては、19節負担金・補助金及び交付金の中で、不燃物等集積所整備事業補助金207万7,000円、これは、町内2カ所にごみ置き場の設置等の補助金として207万7,000円を計上しております。一応40%の補助でございます。

19ページをご覧ください。

19ページ、5款1項4目農業振興費、補正額219万2,000円、主なものとしましては、19節の負担金・補助金及び交付金の中で、スマート農業推進事業補助金182万9,000円を計上しております。

次に、5目多面的機能支払交付金事業費、補正額183万4,000円、これは、23節の償還金利子及び割引料として、多面的機能支払交付金事業返還分、これは本郷の返還分として183万4,000円を計上しております。

次に9目農業農村整備費、補正額325万4,000円、内容としましては、19節の負担金・補助金及び交付金の中で、県営の両筑平野かんがい排水二期事業負担金（第3地区）として

175万4,000円、次に、大刀洗町農業土木事業補助金150万、これは、7月21日の水害に対する町の補助金でございます。

10目農村環境整備費、補正額1億1,540万、主なものとしましては、まず、13節の委託料、鶴木地区排水路調査・設計業務委託費700万、次に、暗渠排水設計業務委託料660万と、15節の工事請負費として豪雨災害農道等補修工事費580万と、暗渠排水工事費9,600万を計上しております。

12目北部地区圃場整備事業費補正額4,400万、15節の工事請負費として、現在、圃場整備をやっている山隈地区の中で、大刀洗川沿線の道路整備費として4,400万円を計上しております。

次、20ページをご覧ください。

6款1項2目観光費、補正額35万、これは、11月に行われます、東京で行われます「町イチ！村イチ！」の参加費として35万円を計上しております。

次、21ページをご覧ください。21ページです。

7款5項3目地域優良賃貸住宅費、補正額75万、15節の工事請負費です。これは、7月21日の豪雨災害による上高橋のスカイラーク上高橋の受水槽ポンプが壊れたための取り替え工事費で75万円を計上しております。

9款1項2目教育費の事務局費で、補正額103万5,000円、主なものとしましては、20節扶助費、子育てのための施設等利用給付交付金として、10月より保育料の無料化に伴う交付金として848万1,000円を計上しております。

次、22ページ、同じ項目で、子育てのための施設等利用給付交付金も、10月からの保育料の無償化に伴う交付金でございまして、135万6,000円を計上しております。

22ページをご覧ください。

9款2項5目菊池小学校費の補正額40万、これは、18節備品購入費として40万円計上しております。これは、菊池小学校に寄附金を30万いただきまして、食堂のカーテンの取りつけの費用でございます。

9款3項1目一般管理費、中学校の一般管理費、補正額260万2,000円、内容としましては、15節の工事請負費として、中学校の屋内消火栓の設備工事費260万2,000円を計上しております。

最後に、23ページをご覧ください。

10款1項1目農業災害復旧費、補正額8,700万、これは請負工事費として、農林災害復旧工事費8,700万、次に、2目公共土木施設災害復旧費、補正額1,950万、これも工事請負費としまして、公共災害復旧工事費1,950万を計上しております。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをご覧ください。

7ページ、9款1項1目地方特例交付金、補正額739万2,000円、内訳としましては、減収補填特例交付金として739万2,000円を計上しております。

次に、10款1項1目地方交付税1,714万2,000円を計上しております。これは、普通交付税でございます。

次に、12款1項2目農林水産業費分担金、補正額1,217万5,000円、これは、暗渠排水工事費受益者分担金でございます、1,200万。

次に、3目災害復旧費分担金2,108万、これも災害復旧費分担金として、農業災害復旧工事費地元分担金、25%、4分の1で2,108万を計上しております。

同じく12款2項2目民生費分担金、補正額として3,107万4,000円を減額しております。これは、保育料の保護者負担金の私立分を3,118万9,000円を減額です。

14款1項1目民生費国庫負担金、補正額2,263万、内容としましては、3節児童福祉費負担金として子どものための教育・保育給付費国庫負担金2分の1、1,906万と、子育てのための施設等利用給付交付金、国庫負担金357万を計上しております。

8ページをご覧ください。

14款2項6目教育費国庫補助金、補正額956万1,000円、主なものとしましては、子育てのための施設等利用給付交付金983万7,000円を計上しております。

7目災害復旧費国庫補助金、補正額1,300万、これは、公共土木施設災害復旧費補助金として1,300万を計上しております。

県の支出金です。15款2項1目総務費県補助金、補正額167万5,000円、主なものとしましては、福岡県移住支援事業補助金150万を計上しております。

2目民生費県補助金、補正額377万6,000円、これは、子ども・子育て支援事業費補助金で、348万7,000円を計上しております。

4目農林水産業費県補助金、補正額7,338万8,000円、主なものとしましては、3つ目です、農地耕作条件改善事業補助金、これは鶴木地区の排水路の整備事業で300万を計上しております。

次、9ページをご覧ください。

同じ項目で、農地耕作条件改善事業補助金、これ暗渠排水の分で6,900万円を計上です。

最後に、スマート農業推進事業補助金121万9,000円を計上しております。

8目災害復旧費県補助金、補正額4,484万、内容としましては、農地、農業用施設災害復旧費補助金として、50%の補助金として4,484万円を計上しております。

17 款の寄附金です。17 款1 項1 目一般寄附金、補正額30 万、これは先ほど申し上げました菊池小学校の食堂のカーテン取り付けの一般寄附金として30 万円を計上しております。

18 款1 項1 目基金繰入金、補正額1,924 万8,000 円を減額です。これは、教育施設整備基金繰入金として1,999 万8,000 円を減額です。これは、起債が借り入れられたために、この繰入金を減額しております。

次に、地域優良賃貸住宅基金繰入金として75 万円を計上です。

10 ページ、19 款1 項1 目の繰越金、補正額5,415 万3,000 円、これは、前年度繰越金としてこの金額を計上しております。

20 款3 項1 目の雑入、雑入として284 万3,000 円を計上です。これは、多面的機能支払交付金返還金として、本郷分から入ってくる分を計上しております。

21 款1 項1 目町債の臨時財政対策債、補正額606 万6,000 円、これは、臨時財政対策債として計上です。

6 目教育債、補正額1,790 万、内訳としましては、まず、中学校債として470 万の減額です。小学校債として2,260 万円を計上しております。

7 目災害復旧事業債、補正額2,910 万、内容としましては、まず、公共土木施設災害復旧事業債の現年度分として640 万を計上、農業災害復旧事業債、現年分として1,890 万、農業単独災害復旧事業債、現年分として380 万円を計上しております。

以上が、歳入に係る分の説明を終わりました。

最後に、4 ページをご覧ください。4 ページです。

地方債の補正を行っております。左側が変更前、右側が補正の変更後で、臨時財政対策債を1 億5,500 万を1 億6,106 万6,000 円に変更、学校教育施設等整備事業債8,750 万を1 億540 万に変更、災害復旧事業債を6,080 万から8,990 万に変更、以上のように変更しております。

以上で説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4 番、林議員。

○議員（4 番 林 威範） 22 ページのスクールソーシャルワーカーの部分が減額されている理由について教えていただけますでしょうか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） スクールソーシャルワーカーについて説明をさせていただきます。

スクールソーシャルワーカーについては、4 月から常勤という形で役場のほうに1 名雇用している形ではなくなりまして、中学校のほうに週1 回行っていただいているような形になっておりますので、その分を組み替えたという形になっております。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） スクールソーシャルワーカーの働きとといいますか、今、不登校ですとか、いろんなところに対応していただいているんですが、今、週1回で賄えているといいますか、いるんでしょうか。それとも、人がいらっしゃらないために、手当てができなかったんでしょうか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 花等議員の質問にお答えいたします。

スクールソーシャルワーカーについては、資格を持った方しかありませんので、なかなか人材を確保するのが難しいという形で、今現在、週1回来ていただいている方が、できれば来年度の4月からは常勤という形で毎日来ていただくような雇用体系に変わればと思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） それでは、2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 2点ほど回答をお願いしたいと思いますけども、収入の部の、10ページの、結局、多面的機能支払交付金の返還金の本郷の分ですか、2,244万4,000円ですか。これと関連して、結局支出も同じですけども、多面的機能の結局耕作地かな、荒れておるところの返還してくださいというようなことで、結局何年前かさかのぼって返還しろというようなことですけども、それなら結局補助金をカットしてくれればよかばってん、それは補助金はカットせん、ほかから払えというようなことですが、そこらについてはどのようになっているかを、まず具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 黒木議員の御質問にお答えいたします。

多面的機能支払交付金に対する御質問でございますけれども、まず、今回の補正に関しては、この返還金は繰り越しできない部分、本郷の多面的を行っている団体の繰り越しができない部分について返還をするものでございます。ですので、今回の返還に関しては、農地を転用したので5年かさかのぼってというものではございませんので、まず、今回の補正は繰り越しができない部分を返還するものだということをお答えしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） なら、それは結構です。繰越分と、それは後でまた聞きます。

それと、あと一点は、12ページの運転免許証の自主返納支援金については、即対応してもらっておりますので、事故を起こす高齢者については、非常によかったというふうに考えております。

それと同時に、大刀洗町については、まだ高齢者で非常に運転をもって、買い物やら行かなくてはならない地域がたくさんありますので、今後は一応これに対する、今、ブレーキやらする器具ですか、それについての検討をやはり、いい品物があれば、そこら辺についての補助金についての考え方を一応、町長、御検討をお願いしたいと思いますが、そこら辺についてちょっと具体的回答をお願いしたいと思います。濟いませんが、ちょこっと。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） これから検討していこうと思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかに。高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 9番、高橋です。17ページの4款1項2目予防費、風疹結果登録システム改修委託料とありますけども、これは、もともと風疹結果登録システムがあったものを使いやすくするための何かシステムを改修したのでしょうか。それとも、風疹結果登録システムというのを、改修という名目で新たに導入したのでしょうか。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） 今回の補正で上げております風疹結果登録システム改修委託料でございますけども、新しく、平成31年度、今年度の健康管理システムの制度改正に伴うもので、追加的なものの対策でございまして、既存のシステムを改修するということになってきます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） よろしいですか。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 1番の安丸です。12ページの先ほどの黒木議員の質問に関連するんですが、2款1項13目のところの運転免許証の自主返納支援の分、70万円の計上、人数的には1人1万円の70人というふうな積算根拠だと思っておりますが、ここに、説明の中に、自主返納というふうな書き方されております。要は、免許証有効期間内に警察に、高齢だから、不安だから返納しますよということで、警察のほうはそれなりの証明書を発行がされますけども、これは有料で1,100円か何かというふうに理解しておりますが、例えば、免許証の更新時期が来て、自動的に次に更新するにはちょっと不安があるから、もう更新せずにそのまま失効させようという方も、これに対象となるのかどうか、その点を確認したいと思います。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、安丸議員の御質問に回答します。

備考欄に書いておりますように、運転免許証自主返納事業でございますので、更新時期に更新しなかった人は対象外となります。あくまでも自主返納をされた方が対象となります。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 21ページ、地域優良賃貸住宅費の中で、75万の豪雨被害の工事費が上がっております。これは、地域優良賃貸住宅においては、その中の、何ていうんですか、積立金とかそういうもので修理されるべきものではないのでしょうか。一般財源を使うものなのでしょうか。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 花等議員の御質問にお答えいたします。

地域優良賃貸住宅の補修の件でございます。

10ページをお開きください。

18繰入金の基金繰入金の中に、8節のほうで歳入を組ませてもらっておりまして、こちらが財源となっております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 関連ですけども、そういう施設の設備について、保険やらの対象にはならなかったわけですか。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） こちら、天災になりまして、対象になるかどうかを今調べているところであります。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 災害等、どこで発生するかわかりませんが、恐らく保険の対象になろうと思いますけども、頑張ってください。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。5番、平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 5番、平田でございます。同じく受水槽ポンプの取り替え工事でございますけども、災害が起きてすぐに壊れてすぐ復旧してると思うんですけども、もう工事が終わって、支払いも終わっているのでしょうか。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 一応復旧はしておりますので、工事は終わっておりますが、まだ契約と支払い等はまだ行っていないところでございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 工事が完了したら、請求があつて2週間以内に支払わないと、支払い遅延に引っかかりますけども、こういう案件は町の予算で払うんじゃないかと、そういう維持管

理の中で立て替えて、余った金を繰り入れていくという方法を取るべきじゃないかと思うんですけど、その点いかがですか。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えいたします。

今回の場合、想定外でございます天災ございましたので、料金のほうに関してはSPCのほうで一旦立て替えをしておる状況でございます。

今後とも、不慮、全然想定しない天災に関しまして、こういった事情が起きてくるかとは思いますが、都度協議をしまして進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 災害は想定してませんけども、こういう支払いというのは、緊急支払いというのは幾らでもあるわけでございます。その辺のやり方を間違いないようにしていただきたいと思えます。

もう一つ、追加でよろしいですか。

○議長（山内 剛） はい。

○議員（5番 平田 利治） 最後のページですが、旧上下団地のトイレの撤去工事が計上されていきますけども、本来売買契約で、そういう土地の売買とともにその仮設物も含めて取引がされたと思うんですけども、改めて町が他人の土地の撤去をするという取り扱いになるのでしょうか。

○議長（山内 剛） 矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） 平田議員の御質問にお答えします。

上下グラウンドのトイレにつきましては、上物だけの撤去をまず当初考えておりましたけれども、こちらにつきましては、引き取り手があればということを探しておりましたが、その分の引き取り手はございませんでした。最終的には、リサイクルはできないので、そのまま処分という形に持っていきたいと考えております。

それと、それは1つは、トイレを設置する際に、こちらにつきましては水洗化をしております、上水道、下水道を引き込んでおったところでございますけれども、この分につきましても、やはり撤去が必要であるということをお考えまして、こちらのほうの工事をさせていただきたいとお考えまして、予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

. . .

日程第13. 議案第36号 令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（山内 剛） 日程第13、議案第36号令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） では、表紙を1枚お開きください。

議案第36号令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）です。

令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,110万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

では、予算書の6ページをお開きください。一番最後のページになります。

歳出のほうから説明させていただきます。

1款1項1目でございます。補正額222万1,000円でございます。人件費につきましては、割愛させていただきます。人事異動に伴うものでございます。

13節の委託料でございます。8万5,000円の減額でございますけれども、国保連の共同事業の委託料につきましては、その下の5款2項2目の保健事業のほうに組み替えするものでございます。特定健診未受診者医療情報収集事業の委託料でございます。この相手方につきましては、国保連のほうにお願いするものでございます。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金でございます。今回、80万円の追加補正をさせていただきます。既に8月末の段階で、ほぼ予算の100万円を使い切ろうというような状況でございますので、今回、80万円の追加をさせていただくものでございます。

戻りまして、5ページのほうで歳入を説明させていただきます。

3款1項1目保険給付費等交付金でございます。2節の特別交付金でございます。先ほどの特定健診未受診者医療情報収集委託料でございますけれども、当初の一般管理費のほうに計上しておりました段階では、この交付金が来ませんでしたので、組み替えることによりまして、今回の8万5,000円の予算が歳入という形で上がってくるものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金につきましては221万円、職員給与等の繰入金の該当する分を一般会計から繰り入れるものでございます。

6款1項1目繰越金でございます。前年度繰越金でございますけれども、先ほどの保険税の還付

金につきましては、前年度繰越分で対応するものでございます。

御審議の上、最後には御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第14. 議案第37号 令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（山内 剛） 日程第14、議案第37号令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） では、予算書の表紙を1枚お開きください。

議案第37号令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）。令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億849万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

では、予算書の最後のページ、6ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費でございます。これにつきましては、人件費でございます。これは、7月1日の人事異動に伴います給与の予算の組み替えでございます。

5ページの歳入でございますけれども、3款1項1目事務費繰入金としまして、一般会計から事務費として324万円繰り入れるものでございます。

御審議のほど、最後には御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第15. 議案第38号 令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（山内 剛） 日程第15、議案第38号令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予

算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、議案第38号令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の内容を御説明いたします。

議案書を1枚おめくりください。

議案第38号令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,823万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、まず初めに歳出予算から御説明いたします。

議案の6ページをご覧ください。

2款1項公共下水道費でございます。今回の補正につきましては、人件費に係る補正でございまして、1目一般管理費の3節職員手当におきまして、勤勉手当を3万9,000円、4節共済費を8万3,000円増額計上しております。

次に、5ページをご覧ください。

歳入について御説明いたします。

4款1項一般会計繰入金でございますが、公共下水道分の一般会計繰入金といたしまして12万2,000円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

○議長（山内 剛） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時01分